

はじめに

1 計画策定の趣旨・役割

- 昭和39年から9次にわたって総合計画を策定し、長期的展望のもとで県政を推進
- 総合計画のもとに、個別計画を策定、毎年度の予算を編成
- 県民等と一緒に取組を進めていくためのビジョン

2 計画の期間

2019年度から2028年度の10年間

3 計画の構成

10年間の「長期ビジョン」と、マニフェスト・サイクルを考慮した「アクションプラン」で構成

4 計画推進の考え方

(1) 政策評価に基づく「政策プラン(仮称)」の進捗管理

(2) 多様な主体が参画した地域づくり

(3) 社会経済情勢の変化などを踏まえた「アクションプラン」の見直しによる弾力的な運用

【第1章】理念

1 時代的背景

- 地方が主役となる時代に向け、国主導から地方の暮らしや仕事を起点とする政策への転換が必要
- 「幸福を守り育てる」社会を岩手から創り上げることが大切

2 岩手県における背景

- 復興で培ってきた「幸福を守り育てる」姿勢は危機を希望に変え、希望を持ち未来に向かう原動力
- 「他人とのかかわり」や「つながり」を大切にする岩手の社会観は、岩手の風土で養われた強み
- 「幸福を守り育てる」姿勢と岩手の強みを県政全般に広げ、岩手の地で様々な課題を解決していく

3 計画の理念

- 幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、幸福を守り育てるための取組を推進
- あらゆる主体が、それぞれ主体性を持って、共に支え合いながら、地方の暮らしや仕事などの岩手の将来を描き、その実現に向けて、みんなで行動していく
- 社会的に弱い立場にある方々が孤立することのないよう、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の観点に立った取組を推進

4 幸福と持続可能性

- 国連サミットで採択された「誰一人として取り残さない」を理念とするSDGsは、幸福を守り育てる取組に通ずるもので、幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会とする取組を岩手から広げていく

【第2章】岩手は今(現状認識・展望)

1 世界の変化と展望

(1) 経済・社会のグローバル化の進展

- 「人・モノ・情報・技術の移動」「EPA、FTA、TPP11、アジア新興国成長、EU離脱、米国第一主義」「訪日外国人の増加」「SNS普及」等

(2) 第4次産業革命の進展

- 「IoT、ビックデータ、AI、ロボット」「自動運転、フィンテック、医療技術」「イノベーションの力で課題解決」等

(3) 地球環境問題への対応

- 「パリ協定」「エネルギー構造の転換」等

2 日本の変化と展望

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

- 「若者流出」「人手不足」「里山資本主義」等

(2) 国・都道府県・市町村の役割

- 「地方分権の進展」「人口減少下の自治体」等

(3) 多発する大規模自然災害

- 「平成28年台風第10号」「国土強靱化」等

(4) 価値観の変化

- 「心の豊かさ」「働き方」「幸福研究」「共生保障」等

3 岩手の変化と展望

～復興、「強み・チャンス」と「弱み・リスク」～

(1) 人口減少と少子高齢化の急速な進行と今後の展望

(2) 東日本大震災津波からの復興

(3) 岩手の可能性（強み・チャンス、弱み・リスク）

- 「健康・余暇」
- 「家族・子育て」
- 「教育」
- 「居住環境・コミュニティ」
- 「安全」
- 「仕事・収入」
- 「歴史・文化」
- 「自然環境」
- 「社会基盤」

【第3章】基本目標

東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き、復興に取り組みながら、
幸福を守り育てる希望郷いわて

(考え方)

- この計画は、東日本大震災津波からの復旧・復興の取組の中で、学び、培った経験を生かすものとする
- この計画のもと、引き続き、復興に取り組み、一日も早い安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生を目指すとともに、東日本大震災津波の教訓を未来に向けて伝承・発信していく
- また、復興の実践で培われた一人ひとりの幸福を守り育てる姿勢を復興のみならず、県政全般に広げ、県民相互の、さらには、本県と関わりのある人々の幸福を守り育てる岩手を実現する
- そのような岩手が、全ての県民が希望を持つことのできる「希望郷いわて」になる

【第4章】復興推進の基本方向

1 復興の取組の原則

- 「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」に位置づけた2つの原則を引き継ぐ
- ※2つの原則⇒「一人ひとりの幸福追求権を保障すること」、「犠牲者の故郷への思いを継承すること」

2 復興の目指す姿

- 「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」（復興基本計画から継承）

3 復興推進の基本的な考え方と取組方向

- 復興の目指す姿を実現するため、「より良い復興～4つの柱～」を設け、取組を推進

(1) 安全の確保

○ 防災のまちづくり

(2) 暮らしの再建

○ 生活・雇用

(3) なりわいの再生

○ 水産業・農林業

(4) 未来のための伝承・発信

○ 事実・教訓の伝承

○ 交通ネットワーク

○ 保健・医療・福祉

○ 市町村行政機能支援

○ 商工業

○ 復興情報発信

○ 教育・文化

○ 観光

4 復興の進め方

- 復興事業に必要な財源の確保

【第5章】政策推進の基本方向

1 政策推進の基本的な考え方

- 「岩手の幸福に関する指標」研究会から示された12の領域をもとに、幸福を守り育てる9つの政策分野を構築

(1) 健康・余暇

～健康寿命が長く、いきいきと暮らすことができ、
また、自分らしく自由な時間を楽しむことができる岩手～

(2) 家族・子育て

～家族の形に応じたつながりや支え合いが育まれ、また、安心して子育てをすることができる岩手～

(3) 教育

～学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手～

(4) 居住環境・コミュニティ

～不便を感じないで日常生活を送ることができ、
また、人や地域の結び付きの中で、助け合って暮らすことができる岩手～

(5) 安全

～事故や犯罪が少なく、災害をはじめとした様々なリスクへの備えがあり、
安全で、安心を実感することができる岩手～

(6) 仕事・収入

～活力ある産業のもとで、安定した雇用が確保され、
また、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事につくことができる岩手～

(7) 歴史・文化

～豊かな歴史や文化を受け継ぎ、愛着や誇りを育んでいる岩手～

(8) 自然環境

～一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手～

(9) 社会基盤

～防災対策や産業振興など幸福の追求を支える社会基盤や環境が整っている岩手～

2 取組方向

- 9つの分野ごとに具体的な政策推進の取組項目を設定

【第6章】新しい時代を切り拓く重要構想(プロジェクト)

国際リニアコライダー（ILC）の建設を契機とした世界最先端の国際科学技術イノベーション拠点の形成や、水素の社会経済活動における利活用、再生可能エネルギーなどの地域資源を活用した持続可能な循環型地域社会の構築、第4次産業革命によるイノベーションと産業分野・社会生活分野等との融合をはじめとした、新しい時代を切り拓いていく新たな価値・サービスの創造や地域課題の解決につながる岩手らしさを生かした先駆的な重要構想（プロジェクト）

【第7章】地域振興の展開方向

- ・ 4広域振興圏の振興を進めるため、各地域の特性を十分に踏まえた取組を進めていくことが必要
- ・ 人口減少が進行している県北・沿岸圏域においては、東日本大震災津波からの復興とその先の振興も見据えながら、地域経済の基盤強化を進めることが必要
- ・ 過疎・山村などの条件不利地域についても、引き続き、その振興を図っていくことが必要
- ・ 広域振興圏や県の区域を越えた広域的な連携により、戦略的な取組を展開していくことが必要

【第8章】行政経営の基本姿勢

- ・ 多様な価値観に対応しながら、あらゆる主体が協働する県民本位の行政経営を展開していくことが必要
- ・ 地域の課題解決に向け、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求する職員を育成していくことが必要
- ・ 業務の効率的な運営や多様な働き方の推進を通じ、仕事と生活の調和を図り、職員の能力を十分に引き出し、組織として高いパフォーマンスを発揮できる職場環境を実現していくことが必要
- ・ 機動的な組織体制の整備や持続可能な財政構造の構築など、限られた経営資源を最大限有効に活用するマネジメントを推進していくことが必要